

# 稲城市工事の中間前金払の事務に関する取扱要綱

平成29年11月30日

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 稲城市契約事務規則（平成20年稲城市規則第16号。以下「規則」という。）の規定による中間前金払に関する事務の取扱については、この要綱の定めるところによる。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払の対象は、稲城市（以下、「市」という。）が発注した土木工事、建築工事及び設備工事（以下、「公共工事」という。）のうち、規則第56条1項の規定により前金払を行ったものとする。

(中間前金払の制限)

第3条 前条の規定により、中間前金払の対象とされる公共工事であっても、規則第58条の規定により部分払を行ったものについては、中間前金払の請求を認めない。ただし、市長が認めた場合には、部分払の後に中間前金払を行うことができるものとする。

2 部分払を中間前金払に先行して行った公共工事のうち、中間前金払を行うことができるとしたものにおいては、契約金額から前払金額及び部分払額を差し引いた額を契約金額とみなして、中間前払金を算定する。

(中間前払金の端数処理)

第4条 中間前金払の額は、契約金額が1億円未満の公共工事にあつては10万円、契約金額が1億円以上の公共工事にあつては100万円を単位として決定するものとする。

(中間前金払の対象及び限度額の明示)

第5条 市長は、中間前金払を行う公共工事においては、その起工書、入札通知書等において、当該工事が中間前金払の対象である旨及び中間前金払の支払限度額を明記しなければならない。

(中間前金払に関する特約条項の設定)

第6条 市長は、中間前金払を行う公共工事の契約を締結するときは、その契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 中間前金払の支払限度額
- (2) 中間前金払の請求方法及び支払期限
- (3) 中間前払金を充当できる使途の範囲
- (4) 契約が変更又は解除された場合における中間前払金の追加又は返還の要件及び請求方法
- (5) 中間前払金の追加又は返還が遅延した場合の措置  
(中間前金払にかかる認定)

第7条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期（変更契約を行っている場合は、変更後の工期。以下同じ。）の2分の1を経過していること。
  - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。
  - (3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、中間前金払を行う公共工事の契約の相手方（以下単に「契約の相手方」という。）から認定請求書（様式第1号）及び様式第2号による請求があった場合には、市は直ちに認定のための調査を行わなければならない。
  - 3 市は、前項の調査において必要な資料がある場合、契約の相手方に資料の提出を求めることができる。
  - 4 第2項の調査は、工事担当課が行うものとし、工事担当課長はその結果が妥当と認められるときは、認定調書（様式第3号）を作成の上、契約の相手方へ交付しなければならない。
  - 5 前項の交付は、認定請求書を受領した日から14日以内に行わなければならない。  
(中間前金払の請求)

第8条 契約の相手方は、当該工事に係る契約を締結した日以後、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下単に「保証事業会社」という。）と同条第5項に規定する保証契約（以下単に「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を稲城市（以下「市」とい

う。)に寄託して、市に対して中間前金払を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払うものとする。

3 市長は、第1項の場合において、必要があると認めるときは、中間前金払の請求時期を別に指定することができる。

(契約金額の変更に伴う中間前払金額の変更)

第9条 規則第57条第2項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合においては、当該追加又は返還の額は、次に定めるところによる。

(1) 契約金額が増額された場合 増額後の契約金額に係る中間前金払の限度額から、すでに支払われた中間前払金額を差し引いた額

(2) 契約金額が減額された場合 すでに支払われた中間前払金額から、減額後の契約金額に係る中間前金払の限度額を差し引いた額

2 前項第1号の場合において、中間前払金の追加を受けようとする者は、当該変更の日以後、中間前払金の追加を請求することができる。

3 第1項第2号の場合において、市長は、すでに支払った中間前払金の返還を請求することができる。この場合において、契約の相手方は、市長が指定する日までに当該中間前払金を返還しなければならない。

4 前項の場合において、契約の相手方が同項の期限までに返還すべき中間前払金の全部又は一部を返還しないときは、市長は、同項の期限を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める遅延利息の率で計算した額の遅延利息(以下、単に「遅延利息」という。)を徴収することができる。

5 規則第56条第2項の規定に関わらず、残工期が30日未満のときその他市長が必要ないと認めるときは、中間前金払を追加せず又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第10条 契約の相手方は、前条第2項の規定により、すでに支払われた中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払を請求する場合においては、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。

2 契約の相手方は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければな

らない。

(保証契約が解約された場合における中間前払金の返還)

第11条 規則第56条第3項により中間前金払を返還させる場合において、当該公共工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 前項により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、遅延利息を徴収するものとする。

3 第1項により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年あたりの率は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日あたりの率とする。)を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。

(中間前払金の使途制限)

第12条 契約の相手方は、中間前払金を受領した場合においては、当該中間前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(複数年度にわたる工事の中間前金払)

第13条 複数年度にわたる工事における中間前金払は、原則として、契約年度の翌年度に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合には、予算の範囲内において、その全部を契約年度又は契約年度の翌々年度以降に支払うことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、中間前金払の支払に関し必要な事項は、別に定める。

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以前に契約を締結し、規則第56条の規定により前払金を受けようとし、又は受けた公共工事にも適用する。